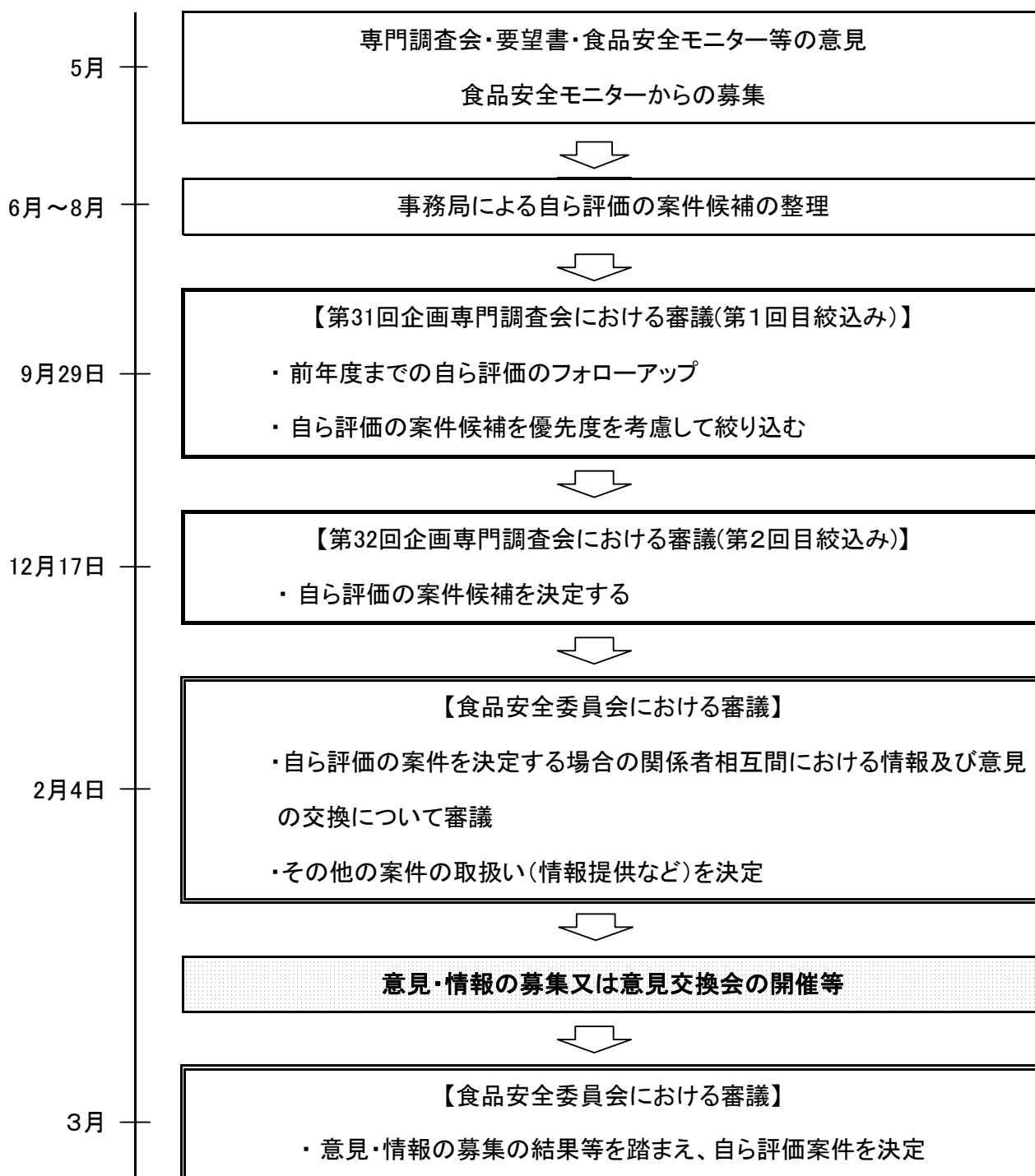


平成21年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)



※ 企画専門調査会における審議後、必要に応じ、事務局においてリスク管理機関等の関係者への説明や評価サイド(専門調査会を含む。)の考え方の整理を行う。

※ 自ら評価の案件を決定する場合の関係者相互間における情報及び意見の交換については、案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を検討する。

<平成21年度>自ら評価案件候補一覧

一 調査審議の対象となるもの

- 1 カフェイン
- 2 アルミニウム
- 3 トランス脂肪酸
- 4 シガテラ毒

二 調査審議の対象とならないもの（除外事由に該当するもの）

- 5 増粘多糖類（特にカラゲナン）
- 6 食品容器フィルム包装の溶剤（トルエン）
- 7 調理中に生成されるアクリルアミド
- 8 食品添加物としての亜硝酸ナトリウム
- 9 食品残渣を利用した飼料で飼育した肉
- 10 日本が輸入する食品を生産するアジア諸国の野菜・穀物のカドミウム、ヒ素
- 11 ヒラメ毒
- 12 ナノマテリアル
- 13 食品添加物としての抗生物質（ナタマイシン）
- 14 豚インフルエンザウィルス
- 15 食用炭
- 16 グレープフルーツ種子抽出物から検出される合成抗菌剤（ベンゼトニウム、ベンザルコニウム、メチルパラベン等）
- 17 野菜等からの亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの複合摂取
- 18 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌
- 19 金属製調理器具から溶出するクロム・ニッケル

＜平成 21 年度＞調査審議の対象案件とならなかった案件及びその事由

| 番号 | 評価課題 | 分類※1 | 除外事由 ※2 | 除外事由に 該当する根拠 |
|----|--|--------------|------------|---|
| 5 | 増粘多糖類(特にカラゲナン)の食品健康影響評価 | 3(1) | (1)(2) | 既存添加物名簿に記載 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 |
| 6 | 食品容器フィルム包装の溶剤(トルエン)の食品健康影響評価 | 2(1) | (1) | 食品安全委員会で、トルエンの情報提供(H20)及び清涼飲料水中のトルエンの評価(H20)済。 TDI設定 |
| 7 | 調理中に生成されるアクリルアミドに関する発がん性の観点からの食品健康影響評価 | 2(1) | (1) | 農林水産省、厚生労働省、食品安全委員会(H19)等で情報提供済 |
| 8 | 食品添加物としての亜硝酸ナトリウムの食品健康影響評価 | 2(1) | (1) | 指定添加物として使用基準設定済み |
| 9 | 食品残渣を利用した飼料で飼育した肉の食品健康影響評価 | 4 | (1) | 農林水産省で食品残渣利用飼料の安全性確保のためのガイドライン制定済(H18) |
| 10 | 日本が輸入する食品を生産するアジア諸国の野菜・穀物のカドミウム、ヒ素の食品健康影響評価 | 3(1) | (1) | 輸入農産食品中のカドミウム及びヒ素について厚生労働省においてはモニタリング検査により調査を実施 |
| 11 | ヒラメ毒の食品健康影響評価 | 2(1) 2(2) | (2) | 食中毒の原因として一部で噂されているが、その実態が不明であることや公衆衛生の面においても不明な事象 |
| 12 | ナノ材料の食品健康影響評価 | 3(1) | (1)(3) | H19年に自ら評価の候補として検討された。H20厚生労働省調査を実施。H21調査事業実施予定 |
| 13 | 食品添加物としての抗生物質(ナタマイシン)の食品健康影響評価 | 4 | (1)(2) | 食品安全委員会で評価済(H17) 指定添加物として国内で使用が認められている。 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 |
| 14 | 豚インフルエンザウイルスに関する食品健康影響評価 | 4 | (1)(2) | 食品安全委員会委員長の見解を発表(H21.4)し、豚肉・豚肉加工品は安全であることを公表 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 |
| 15 | 食用炭に関する食品健康影響評価 | 2(1) | (1)(2) | 既存添加物名簿に記載 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 |
| 16 | グレープフルーツ種子抽出物から検出される合成抗菌剤(ベンゼトニウム、ベンザルコニウム、メチルパラベン等)に関する食品健康影響評価 | 2(1) | (1)(2) | グレープフルーツ種子抽出物は既存添加物名簿に記載。 国内での健康被害に関する具体的な根拠等がない。 異物混入であり管理の問題ではないかと思料 |
| 17 | 野菜等からの亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの複合摂取の食品健康影響評価 | 3(1) | (1)(3) | 農林水産省で情報提供済。 食品安全委員会で自ら評価候補として検討(H19)の上、Q&Aを作成済。 |
| 18 | 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価 | 2(1) | (1)(4) | 食品安全委員会で評価指針を作成し、一部評価済。要請に応じて順次評価予定 厚生労働省・農林水産省で使用基準設定、モニタリング検査実施 薬剤耐性菌については、非常に広範囲であるため、薬剤耐性菌全般で評価を行うことは技術的に困難 |
| 19 | 金属製調理器具からの溶出によるクロム・ニッケルの食品健康影響評価について | 2(1) | (1) | 水質汚濁防止法等で基準を設定済み。 清涼飲料水中の六価クロム及びニッケルについて評価要請あり。 |